

『本朝文粹』所収「辨散楽」の基礎的研究

——本文校訂・解釈及びその藝能論的考察——

重田 みち

序

藤原明衡（九九〇頃—一〇六六）が編纂した漢詩文集『本朝文粹』には、卷三所収「対冊」⁽¹⁾の一篇として、村上天皇の策問と「散楽得業生」と名のる秦氏安に仮託された対策文の一作品として、「辨散楽」が収められている。この文章は、中国古典を踏まえた対策文の一作品として、日本漢文学研究の立場から以下に述べる校勘・注釈が行われており、また、そこに述べられた散楽の藝能を中心とする内容解釈について、能勢朝次（二八九四—一九五五）が当時の宮中藝能の実態に関する資料を用いた、有意義な指摘を行っている⁽²⁾。「辨散楽」は、このように日本の漢文学として、また藝能史に関して興味深い作品である。

現在までに田中参（二二七—一八九五）ほか後述する複数の校勘・伝本研究があり、大正期の柿村重松（二八七九—一九三三）・前世紀末の金原理氏による注釈も行われているが⁽³⁾（以下「柿村註釈」「新大系注釈」と略称）、中国古典をふまえ駢文の文体による難解な内容を有するために、今なおその基礎研究の余地を残し、諸研究に十分に活用できる段階には至っていない。また、これらの文学研究と右能勢氏の藝能史研究の両視点を相互に参照したうえで本作品の内容解釈を行う必要があるとも考える。本稿では、このような観点から、先行諸研究を参照しつつ、「辨散楽」本文の校勘、及び中国古典の知識を背景とした用語や典故の再吟味を行い、あらためて同文章の校訂と全体の解釈を試み、本作品を関連研究にこれまで以上に活用できるような土台を作るとともに、藝能論としての本作品の基本的特徴を考察する。

一、「辨散楽」本文の校訂

『本朝文粹』伝本は多数伝存するが、零本も多く、本作品について参照すべき本はそれほど多くはない。主要伝本としては、写本として、流布本の原本と位置付けられる建治二年（一二七六）に書写された身延本（身延山久遠寺蔵）が伝存し、

刊本として、身延本系本文に校訂者が私に校讐を施したと見られる、寛永六年刊古活字本（寛永本）・正保五年刊本（正保本）がある⁽⁴⁾。身延本は影印本が刊行され、阿部隆一氏による詳細な解説も行われている⁽⁵⁾。また、これまでの校訂のうち、序に述べた田中参校本（「辨散楽」部分は小杉温郵の校訂を踏襲、以下「田中校本」と略称⁽⁶⁾）及び昭和期の『改訂増補国史大系』卷二十九所収校本（以下「国史大系校本」と略称⁽⁷⁾）は信頼性が高く、他本との対校を含めて参照すべきである。このほかに、序に挙げた大正期の柿村註釈の校訂（田中校本を底本とし、他本及び関連書を参校）及び平成期に入ってからの新日本古典文学大系『本朝文粹』の校訂（身延本を底本とし、以上を含む諸伝本・諸文献を参照、以下「新大系注釈」と略称⁽⁸⁾）等がある。

校訂に際して留意すべき点は、第一に、参照すべき伝本・諸文献のうち、飛び抜けて早い鎌倉期の本文を伝える身延本本文は、他本の原本としての系統にあり、しかもその親本が鎌倉期の鴻儒、清原教隆の加校本である点においても⁽⁹⁾、とくに重要である。したがって身延本を底本とし、本文確認には上述した影印本を用いる。対校には寛永本・正保本を用い、柿村註釈・新大系注釈の校訂も併せて比較吟味する。また訓点についても、王朝時代の伝統を承けた代表的・一般的な訓読を示しているとされる上記教隆の点を可能なかぎり活かす。第二に、戦後の古典の校訂では、作品中の漢字を現代日本に通行する字に合わせる方針を採る場合があるが、本作品を含め『本朝文粹』所収諸作品は、平安時代に中国古典を模範として著されたものであるため、その漢字も、中国古典における各字の形音義に即して考えることによって、はじめて正確な解釈が可能になる。たとえば「辨散楽」の「辨」字は「辨」「辯」「弁」のいずれが適当かといった問題である。したがって本稿では、伝本の字形に注意しつつ、一部の字については、中国古典の用例、及びそれらの注釈類を参照する。このように、本作品を中国古典の派生的文章と見て、中国文化の受容の在りかたを重視する方法を採ることが『本朝文粹』収録作品としての読解には必要であると考えられる。以上の観点と方針に基づき、次に、漢文の白文としての校訂本文と、その訓読文の両方を提示する。また、本作品の内容理解には全体の構成への視点が重要であるため、駢文の対句を基準として句番号を付し、段落分けの一案を示すこととする。

【校訂本文】

辨散樂 邑上御製

①問、散樂之興、其來尚矣。②俳優入魯、還當斷足之刑、③悞僻來朝、自爲解頤之觀。④仰尋前日之伎歌、⑤俯察當今之風俗、⑥不關周禮旄人之所學、⑦亦殊漢典遠夷之所獻。

⑧船太之新鞅鞞、人爲美談。⑨魚丸之吐羅國、世稱妙舞。⑩未審、揚鞭騎半部、指何方而逃去。⑪傍柱負胡籥、爲誰人而裝備。

⑫安勅氏之臨老相撲、難辨其師傅。⑬吏部王之惟新傀儡、欲聞其秘術。

⑭隨月次而變體、拾遺之說爲眞爲偽。⑮憑圓座而放光、亞將之談非毀非譽。

⑯子傳儒家之累業、開翰苑之詞華。⑰宜學峽猿之奇態、莫泥水鳥之陸步。

藏人文章得業生藤原雅材作云々

散樂得業生正六位上行兼腋陣吉上秦宿禰氏安對

①對、竊以、人之稟性、賢愚區分。②樂之理情、古今惟異。③喜怒哀樂之相變、性之所適謂之情。④動靜治亂之不同、聲之所和謂之樂。⑤是以上有明王、戴德者不知手舞足蹈。⑥國無庶事、誇仁者既亦心動言形。⑦常不可剛強其情、⑧常不可和柔其性。⑨方圓不定、智水欲隨神器之中。⑩進退難期、蒙雲宜卷聖風之裏。⑪遂使愚蠢之人、飽思醉德、陶染敦化。⑫質朴之性、見舞聞歌、合應御遊。

⑬金印紫綬之貴臣、規模茂眞而飄袖。⑭季部槐市之重客、庶幾吉見而揮衣。⑮寔是供奉于中禁、慎密於外人者也。⑯即知、半部者非代勞之儲也、人臣寧費鞭

以馳矣。⑰胡籥者是備武之器也、武士豈對柱而負焉。⑱少年同宿之處、戲言應知。⑲衆口共啓之時、談咲難聞。

⑲安本忠之傳相撲、勸酒以進親衛之幕府。⑲藤醜人之習傀儡、捧脯而弄承香之簾前。

⑲至于夫體隨月次、光朗圓座、⑲若以案牘、偏謂變體、恨倦誨人之情。⑲亦稱相同、巧爲放光、恐有等佛之罪。⑲馮虛亡是之作、出自誦土之浮言。⑲含咲解頤之論、豈是耐臺之本業。

⑲我國家時反朴略、俗類花胄。⑲萬民皆就樂遊、四方各戲伎藝。⑲譬堯德於就日、彼猶有慙、⑲歌舞曲於薰風、其未盡善。⑲自然樂而不淫、神而又妙。⑲神樂之雪夜、雖怪短男之輕身、⑲踏歌之春天、偷恨高冠之吞舌。

⑲氏安假虛釣名、課無責有。⑲學摧心肝、雖數多年刺股之苦、⑲問離視聽、未

通一日缺鼻之詞。

應和三年 六月 日

⑳謹對。

【訓読文】

散樂を辨ふ 邑上の御製

①問、散樂の興り、其來れるや尚し。②俳優、魯に入りて還で足を断つ刑に當り、③悞僻、來朝して自ら頤を解くの觀たり。④仰ぎて前日の伎歌を尋ね、⑤俯して當今の風俗を察るに、⑥周禮旄人の學ふる所にも關らず、⑦亦漢典遠夷の獻する所にも殊なり。

⑧船太が新鞅鞞、人、美談と爲す。⑨魚丸が吐羅國、世、妙舞と稱す。⑩未審、鞭を揚て半部に騎る、何の方を指してか逃れ去る。⑪柱に傍ふて胡籥を負ふ、誰人の爲にしてか裝ひ備ふる。

⑫安勅氏が老に臨める相撲、其の師傅を辨へ難し。⑬吏部王の惟れ新なる傀儡、其秘術を聞んと欲ふ。

⑭月次に隨ひて體を變す、拾遺の説、眞とか爲ん偽とか爲ん。⑮圓座に憑て光を放つ、亞將の談、毀るに非ず譽るに非ず。

⑯子、儒家の累業を傳へ、翰苑の詞華を開けり。⑰宜く峽猿の奇態を學ふべし。水鳥の陸歩に泥む莫れ。

藏人文章得業生藤原雅材の作と云々

散樂得業生正六位上行兼腋陣の吉上秦宿禰氏安對

①對、竊に以へらくは、人の性を稟けたる、賢愚區分れたり。②樂の情を理する、古今惟異なり。③喜怒哀樂の相變する、性の適ふ所、之を情と謂ふ。④動靜治亂同からざる、聲の和する所、之を樂と謂ふ。⑤是を以て上に明王有すときは、徳を戴く者、手舞ひ足踏むを知らず。⑥國に庶事無とときは、仁に誇る者、既に亦心に動きて言に形る。⑦常に其情を剛強にすべからず、⑧常に其性を和柔にすべからず。⑨方圓定まらず、智水神器の中に隨はんと欲ふ。⑩進退期し難し、蒙雲宜く聖風の裏に卷くべし。⑪遂に使めつ、愚蠢の人、恩に飽き徳に酔ひ、敦化に陶染す。⑫質朴の性、舞を見、歌を聞て、御遊に合應す。⑬金印紫綬の貴臣、茂眞を規模にして袖を飄す。⑭季部槐市の重客、吉見を庶幾して衣を揮ふ。⑮寔に是中禁に供奉し、外人に慎密なる者也。⑯即ち知ぬ、

半部は勞きに代るの儲に非ず、人臣寧んぞ鞭を費し以て馳せんや。⑰胡籙は是武に備ふるの器なり、武士豈柱に對し負はんや。⑱少年同く宿するの處、戲言知ぬ應し。⑲衆口共に啓くの時、談笑聞難し。

⑳安本忠が相撲を傳へたる、酒を勧め以て親衛の幕府に進る。㉑藤醜人が傀儡を習ふ、脯を捧げて承香の簾前に弄ふ。

㉒夫の體、月次に隨ひ、光、圓座に朗なるに至て、㉓若し案牘を以、偏に體を變すと謂は、恨むらくは人を誨ふるの情に倦まん。㉔亦相同きを稱して、巧に光を放つと爲せば、恐らくは佛に等きの罪有らんことを。㉕馮虚亡是の作、誦士の浮言より出つ。㉖咲を含み頤を解くの論、豈是耐臺の本業ならんや。

㉗我國家、時、朴略に反り、俗、花宵に類せり。㉘萬民皆樂遊に就き、四方各、伎藝に戯れ、㉙堯德(を)就日に譬ふれば、彼は猶慙有り、㉚舜曲を薫風に歌へば、其未だ善(を)盡さず。㉛自然に樂んで淫せず、神にして又妙なり。㉜神樂の雪夜、短男の身を輕んずることを怪ふと雖も、㉝踏歌の春天、偷に高冠の舌呑むを恨む。

㉞氏安、虚に假り名を釣り、無に課せて有を責む。㉟學、心肝を摧く、多年股を刺すの苦を歎くと雖も、㊱問、視聽を離れたり、未一日鼻を缺くの詞に通せず。㊲謹對。

應和三年 六月 日

【注】

* 異体字は通常の字体に直した。

* 訓読は原則的に底本の訓点に従った。

* 底本に振仮名があるものは、それを活かした。ただし平仮名に統一した。また、括弧内の振仮名は、底本にないものを補ったものである。

* 底本の仮名遣いの明らかな誤りは訂正した。

* 訓読の清濁は、底本に濁点を示す声点がないものについては原則的に底本表記のとおりにしたが、一部の付属語には濁点を付した。

* 策問の①—⑱、対策の①—㉟は、それぞれ対句を基準にした句番号を表す。

* 底本文の字形・注記について以下に記述する。ただし、問題が大きいものについては次節にまとめて論ずる。

・策問第三句「嶋嶺」——刊本・諸校訂「嶋嶺」。

・対策第二句、「樂」の訓は典故の『礼記』樂記に従えば「かく」が正しいが、底本の訓「たのしみ」は、鎌倉時代の訓(解釈)を示す可能性があるためそのままとした。

・対策第四句、底本・刊本・田中校本は「聲所和謂之樂」と作るが、前句「性之所適謂之情」と対句の關係にあることから、柿村註釈の訂正「聲之所和謂之樂」に従う。

・対策第十七句「武士」の「武」、底本は異本に「文」と作るとの注記あり。他伝本・注釈すべて「武」。一句の中に「武」が二字あるのは(備武之器)「武士」駢文としてやや不自然であることから、原文は「文」であった可能性もあるか。当時の散樂の演出の具体的描写と見られるが、その実態は未詳。ひとまず諸本文文のとおり「武士」としておく。

・対策第二十句「幕」、底本のみ「暮」、訂正と見られる「幕」を傍注。「幕」に改めた。

二、問題となる字と語句の検討及び全文の大意

本節では、本文校訂・解釈にあたってとくに問題となる漢字及び語句を取り上げて、校訂・解釈についての検討を行う。またそのうえで、筆者の解釈による全体の大意を示す。

まず、検討すべき字及びそれに直接かわる語句について順に取り上げる。

○題「辨散樂」の「辨」

正保本(田中校本)は「辨」とし、柿村註釈は「辨」が誤りであると注記し、「辯」に改める。底本・寛永本(国史大系校本・新大系注釈は「弁」とする。「辨」は、『説文解字』四篇下「辨」字条に「辨、判也」とあり、段玉裁注では「古辨、判、別、三字義同也」というように、「判別する」あれこれ調べて決定・判断する。物事を明確にわきまえるの意である。底本の訓読「わきまふ」もこの意に合い、「辨散樂」は「散樂について明確にする」の意であろう。また、清朝における校勘学者の顧千里は⁽¹⁰⁾、『文選』卷五十四、論四「辨命論」に「辨」字を用いている⁽¹¹⁾。

「辯」は、『説文解字』十四篇下に「辯、治也」という。段玉裁注は、世間で

は「辨」と「辯」を区別しないことが多いが意味は相違すると述べる（俗多與辨不別。辨者、判也）。また「弁」は、古代中国では冠の意であり、散楽を論ずる本作品の題には合わない。『説文解字』八篇下「弁」字条では「兗」の別字とし（或「兗」字）、「兗」字条には「冕也」とある。「辨」「辯」の仮借字としてこの字体が用いられる場合はあり、身延本の用字もその例と言える。

以上の各字の意味に基づけば、本作品の題には、仮借字である「辯」「弁」よりも「辨」字がふさわしいと考える。

○策問第二句「俳優入魯、還當斷足之刑」の「還」

底本はヲコト点「て」を付し、他本は送り仮名を付さず。これを柿村註釈は「還リテ（かへりて）と訓み、新大系注釈も従う。しかし、「還」は「旋」字に通じ「ついで」（つぎて）とも訓み、即刻の意を表すことに注意したい。この典故を両注釈は『史記』孔子世家とすることが、第二句に用いる「俳優」の語が見えるのは『孔子家語』相魯篇所収類話であることから、こちらを典故と見るべきか。夾谷の会（魯の定公と齊の景公との会盟）の際に、齊国が俳優侏儒の藝を披露したところ、魯に仕える孔子が、定公を惑わし愚弄する藝だとして、官人に即刻侏儒の手足を切る刑に処させた話を踏まえている（齊奏宮中之樂、俳優侏儒戲於前。孔子趨進、歷階而上、不盡一等、曰、匹夫發侮諸侯者、罪應誅、請右司馬速加刑焉。於是斬侏儒、手足異處）。よつてこの「還」は「ついで」と訓み、処刑が即座に行われたことを述べたと見るべきであろう。なお対策第三十六句の項をも参照されたい。

○策問第九句「世羅國」

「世羅國」は前句の「新鞞鞞」と対をなすことから藝能名であり、しかも「鞞鞞」とともに実在した国名（または地域名・民族名）であることが明らかである。「世羅國」は未詳だが、原田亨一（一八九七—一九三八）はこれに名称が近く藝能に関連が深いものとして『令集解』に見える「度羅之樂」及びそれと同一と見てよい『続日本紀』巻二十四に見える「吐羅」の楽に注目し、「辨散楽」の「世（世）が「吐羅」の「吐」の誤写かとする¹²⁾。直後に「世稱妙舞」と「世」字が続けて用いられ、駢文として不自然であることから、この推測に従いたい。ただし、そこで原田氏が同時にこれを都盧の縁竿の伎とする説は、「吐羅（度羅）と「都盧」が音通しないため首肯できず、具体的舞容は未詳とせざるをえない。

○策問第十二句「相撲難辨其師傅」の「傳」「辨」

伝本はすべて「傳」と作り、身延本は振仮名「フ」を付すが、柿村註釈は誤

りとして「傳」と改め、後の校訂も同註釈に従う。しかし「師傅」は、『春秋穀梁傳』昭公十九年に「羈貫成童、不就師傅、父之罪也」〔羈貫成童、師傅に就かざるは、父の罪なり〕とあり、『史記』太史公自序には「孔氏述文、弟子興業、咸為師傅、崇仁厲義」〔孔氏文を述べ、弟子業を興し、威な師傅と爲り、仁を崇む義を厲ます〕とある等、中国の史書に常見する語である。本例も原本どおり「師傅」とする。

また、同句の「辨」は題の「辨」と同意である。「その師傅を辨へがたし」は、安勅氏の相撲の藝の師匠が（誰なのか）よくわからない」ほどの意味であろう。

○策問第十六句「子傳儒家之累業」の「業」

底本の傍注「業」は校異ではなく、原文「累業」を「累業」に訂正すべき旨の注記であろう。柿村註釈以来の注釈は伝本「業」を誤りとし「業」とする。たしかに「累業」は中国・日本の書物に常見することに對し、「累業」の用例は多くはないが、用例は皆無ではない。日本では儒者の就職採用に関する嘆願状にこの同類語が常用されたことが、戦国期の東坊城和長の故実書『桂林遺芳抄』の次の文例等によつて知られる¹³⁾。

以件兼宜被恤賜學問料者、將誇九枝之明詔、令繼累業之旧業矣。（藤原兼綱學問料嘆願状、貞治七年）

請殊蒙天恩因准先例以男正六位上長清給穀倉院學問料令繼門業狀。……以件長清被賜學問料者、弥仰淳朴之聖日、將繼累業之儒風矣。（菅原長清學問料嘆願状、文安三年）

望請天恩以件有長被補彼闕者、弥繼累家之門業、特奏一流之名望。（菅原有長文章得業生補任嘆願状、応永二十七年）

望請特蒙天恩、因准先例、以件道統朝臣為問頭、將遂課試。宜知皇恩之無涯、且伝累業之欲絶」（藤原惟貞課試嘆願状、寛和二年）

このように、儒家のこの類の嘆願状には「累業の旧業を継ぐ」「累家の門業を継ぐ」等の慣用表現が用いられていた。その中には「辨散楽」と一致する「累業」を伝ふも含まれており、「累業の旧業」「累家の門業」を約めたのがこの語なのである。「累業」の語も見え、[継ぐ]「傳ふ」の目的語としては「旧業」「門業」「累業」等「業」を用い、代々の生業」を表す例が多く、「累業」は稀である。語意からもそれが自然である。したがって、本作品のいまの例も「累業」よりは「累業」がふさわしい。

○対策第十一句「敦化」の「敦」

底本・刊本は「敦化」と作り、新大系注釈はこれを探る。底本は振仮名「シユン」を付す。柿村註釈は「文永本作敦」と注記し「淳化」と改める。国史大系校本も従う。

「敦化」は、『礼記』中庸に「小徳川流、大徳敦化、此天地之所以為大也」(小徳は川流たり、大徳は敦化たり、此れ天地の大いさを為す所以なり)とあり、鄭玄注に「小徳川流、浸潤萌芽、喻諸侯也。大徳敦化、厚生萬物、喻天子也」(小徳は川流たり、浸して萌芽を潤す、諸侯に喻ふるなり。大徳は敦化たり、厚うして萬物を生かしむ、天子に喻ふるなり)とある。また孔穎達の疏では「大徳敦化」について「若以天子大徳言之、則仁愛敦厚化生萬物也」(若し天地の大徳を以て之を言はば、則ち仁愛敦厚にして萬物を化生するなり)一方「淳化」は、『文選』卷三、京都中、張衡「東京賦」に「清風協於玄徳、淳化通於自然」(清風玄徳に協し、淳化自然に通ず)とあり、薛綜注に「淳、厚也。……淳厚之化、通於神明也」(淳、厚きなり。……淳厚の化、神明に通ずるなり)という。

このように、中国古典には「敦化」「淳化」の両例があり、意味も大差はない。両字とも同じ形声符を有し、上古ではほぼ同音であったと見てよい。したがって、「敦」と同じく「シユン」と訓ずることが誤りとまでは言えない。したがって、本作品では「敦化」「淳化」のいずれも問題はなく、いま底本に従い「敦化」としておく。

○第二十七句「花膏」の「花」

諸伝本及び田中校本・国史大系校本は「花」と作り、柿村註釈・新大系注釈は「華」と改める。先行注釈の指摘のとおり『列子』黄帝篇に見え、黄帝が夢に見た国の名「華膏」を指すものと見られる。『列子』では「華膏」と表記するが、「花膏」も誤りとまでは言えず、いま底本の表記に従った。

○第三十六句「未通一日缺鼻之詞」の「缺」

諸本「缺」と作る。戦後の校訂は現代日本に通行する「欠」に改めるが、中国では「缺」「欠」は音も異なる別字であり、通用しない。「欠」は「あくびをする」(『説文解字』八篇下「張口氣悟也」)、「不足する」(『集韻』驗韻「欠、不足也」)の意である。「缺」は『説文解字』五篇下同字条に「器破也」とあり、『大広益会玉篇』缶部に「缺、破也」とあるように、「(物を)破損する」「壊す」の意である。また天治本『新撰字鏡』卷二「缺」字条には「割也。波奈加久」とあり、「鼻缺く」の語が見える⁽¹⁴⁾。「缺」は「割」の異体字であり(『説文解字』四篇下「割」字条「割、或从鼻」、鼻切り(鼻削ぎ)の刑を表す(同四篇下「割」字説解「割鼻也」)。本作品で

は「割」字ではなく「缺鼻」の二字で表現し、前句「刺股」の対としている。

また「一日缺鼻之詞」は、能勢朝次が『平治物語』信頼最後の条の「一日猿楽に鼻をかくといふ世俗の諺こそあるに」の例を示して猿楽に係した平安時代の諺であることを指摘し、「散楽解頤の語といふほどの意と見ても、大なる誤はないであらう」と述べている⁽¹⁵⁾。「辨散策」当時、すでにこの諺があつたとの確証はなく、対句である点からも何らかの典故があると考えらるべきであるが未詳である。従来指摘されていないが、「一日缺鼻之詞」が策問第二句の「還當斷足之刑」を意識し承けていると見られる点に注目すべきであろう。「缺鼻」が「斷足之刑」と対応し、「一日」(二日のうちに)が副詞「還」(即刻。本節同句の項参照)と呼応している。この点に注意すれば、「缺鼻」の意として、「孔子の教え(儒教)に反する、君主を惑わし耽溺させる雑藝」などが想像しやすい。よってそれがここで散楽を指すことは結果的に首肯しうるが、「詞」を「散楽解頤の語」とするならば、前句に「問視聽を離れたり」とあるにもかかわらず、この句では視覚的演出に触れず「詞」とのみ述べていることとなり、不自然である。直前の第三十五句は、先行注釈が指摘するように、縦横家の蘇秦が長年雖で腿を刺して眠気を払いつつ読書に励んだ話(『戦国策』秦策上)を典故とするが、その蘇秦のように長年「得業生」の作者が苦心し学んできた儒書にはありえない、散楽への耽溺を誘うことばを「一日缺鼻之詞」と表現したのではないか。以上よりこの句は、「散楽への耽溺を誘う儒書のことばなど読んだことも(師から)聞いたこともない」といった意味に解しておきたい。

本文校訂に検討すべき字及びそれに直接かわる語句・表現の解釈の検討は以上のとおりである。次に、筆者の解釈による全文の大意を示しておく。具体的な散楽の藝態については、能勢朝次の研究に拠るところが大きい⁽¹⁶⁾。ただし、能勢氏は村上天皇の間に取上げられた藝能が宮中において演じられたものとは解しているが、いま本作品の文意・文脈から、当時の民間における散楽を指すのではないかと考え、大意にもそれを反映させる。

【大意】

散楽を明らかにする

村上天皇

問題。散楽の歴史は古い。しかし、古の君主に献じた散楽、今日の民間の散楽の藝態を見聞すると、『周礼』春官にいう天子の正式な楽とは違っているようだ。

船太（吉見）や魚丸（茂真）の舞楽をもどいた藝は、皆に喜ばれているが、半部に鞭を当てたり、柱に胡籥を背負わせたりして、話が成り立つのかね。

安勅氏（安本忠）の童相撲ならぬ老相撲、吏部王（藤醜人）の珍奇な傀儡、あれはどこで習ったのだ。

月ごとに官吏の文体が変わったり⁽¹⁷⁾、円座の所で人が光を放つたりすると侍従や中将が話している奇怪な藝はどうなのだ。

儒家の業を伝えて文章を学んできたあなたなのだから、それにふさわしく質問に答えて学問の成果を発揮してほしい。

散楽得業生秦氏安

お答え申し上げます。人には賢愚種々あり、楽しむ心も古今いろいろです。『礼記』楽記にあるように、喜怒哀楽の人の情は時によって変化し、世の中の動静治乱に応じて楽の在りかたも変わります。人の本性から発して喜怒哀楽となったものが情、人々の音声が一つにまとまったものが楽です。徳の高い王があらせられて国に心配事がないときは、仁徳のある者が喜んで歌を歌い舞を舞います。そのような人の性と情の在りようの中で、賢者も質朴自然なものに心ひかれ、愚者も天子の徳に助けられます。国中の素朴蒙昧な民にも天子の庭の舞歌の御遊の流れが行きわたるのです。

宮中の高貴な方々までが楽しんでおられる茂真（魚丸）と吉見（船太）の楽舞、本来は宮外不出の藝ですから由緒正しいはず、藝能者たちがふざけ話をしていゝるなかで、あのような辻褃の合わない藝に変えられてしまったのでしょうか。

安本忠（安勅氏）の相撲・藤醜人（吏部王）の傀儡は元来、各々近衛官人と承香殿の遊宴で伝えられたものです。

官吏の文体が月ごとにくらと変わり⁽¹⁸⁾、仏のように円座で光を放つ、聖人や仏の道を冒瀆するかの藝にいたっては、どこぞのなにがしかが、思いつきで作ったのでしょうか。この手のお笑い藝など、とても天子の庭の正式な楽の場から出たものとは思えません。

しかし、我が今上天皇の国は、上古の良き質朴の理想郷と同じで、堯舜の治

世も及ばないほど。国じゅうの民が楽遊や伎藝を無邪気に楽しんでるのですから、それもよいではありませんか。宮中でも、賀茂臨時祭の陪従散楽の軽業藝も珍妙なものです。内心思うに、正式な楽だからといって、正月の男踏歌の生真面目一方の歌も、もう少し融通が利かないものでしょうか。

肩書ばかりで実力もないのに回答を迫られている私です。長年血の滲む努力をして学問に携わってはきましたが、お尋ねの散楽の件は、私が読み、うかがってきた書物の内容からはかけ離れておりまして、孔子の教えに反してそのような雑藝への耽溺を誘う儒書のことばは、存じておりません。

謹んでご返答申し上げます。

応和三年六月某日

三、村上天皇と藤原雅材による異例の対策文

『本朝文粹』対冊の諸作品のなかで、「辨散楽」は特殊な性格を有している。第一に、対策の作者は「散楽得業生」なる「秦宿祢氏安」を称しているが、身延本は、その実作者が藤原雅材であると注記する。能勢朝次が「散楽」は大学寮式に見えないと指摘するように⁽¹⁹⁾、「散楽得業生」自体が文章得業生をもじった架空の肩書である。秦氏安という人名も当時の他文献には見出せず、その実在も確証できない。また大曾根章介氏は、『本朝文粹』対冊の排列に注目し、「辨散楽」の異例性を指摘している⁽²⁰⁾。大曾根氏は、「辨散楽」以外の作品がすべて課試における策問と対策を録したものであり、試験の年代順に排列されているのに対し、「辨散楽」のみ巻の最後に置かれていること、村上天皇御製の策問は、儒者が試験官を勤める通常の課試の問題ではないと見られることから、編者はこれを他の対策文十二篇とは別に取らつたことと推測している。これら指摘から、「辨散楽」は日本の対策文としては異例の作品であると言える。

身延本が「辨散楽」の実作者と注記する藤原雅材は、天徳元年（九五七）に文章得業生となり、天徳四年（九六〇）に蔵人に任ぜられた人物であり、新大系注釈ではこの注記を承けて、『日本紀略』『桂林遺芳抄』の資料名を挙げ、本作品を「応和二年（九六二）に藤原雅材が献じたものである」と解説している⁽²¹⁾。『桂林遺芳抄』には、康保二年（九六五）十月二十三日の省試が朱雀院によって出題された事例が見え⁽²²⁾、大学頭・式部輔が出題する寮省試の通例とは異なる特例として挙げたものと見られる。その一連の記述は、「藤原雅材献策」。「辨散楽（割注）村

上御問也」と、後代の資料ながら「辨散楽」の作者が藤原雅材であることを明記していると同時に、この対策が、儒者ではなく村上天皇御製の策問による特例としての先例であることを示唆している。また、『日本紀略』村上天皇、応和二年（九六二）九月二十六日条には「文章得業生藤原雅材策」とあり、試験官等の記載がないことから、この時の雅材への策問は村上天皇自身であったと見られる。ここには題名の記述がないが、右の雅材の補任や「桂林遺芳抄」の記述と併せて、これが「辨散楽」であったと見ておきたい。もっとも、『本朝文粹』における応和三年六月とは年記が異なるが、『本朝文粹』の年記は、国史大系校本が注に指摘するように他資料と齟齬する例が少なくないことから、「辨散楽」についても『日本紀略』の応和二年九月の記述をひとまず信ずべきであり、結論として、上述した新大系解説に従いたい。

また、村上天皇と藤原雅材の関係については、『江談抄』『今鏡』等の説話に天皇が雅材の漢才を高く評価し補任を助けた話が見える⁽²³⁾。これはある程度の事実を伝えていると考えられる。「辨散楽」が架空の肩書を持つ藝能者に仮託された虚構性や滑稽性を有するのは、それが両者のそのような信頼関係に基づくものであったことを示しているのではないか。

このように、「辨散楽」は村上天皇から藤原雅材への特別な策問であったと見られる。ただし、そもそも中国の策は本来皇帝が直接設問するものであり、前漢の鼂錯・董仲舒がそれぞれ文帝・武帝に政治的見解を献策した例はその代表である⁽²⁴⁾。「辨散楽」の内容も、これらの対策を取り上げる政策と同列には論じられないものの、次節にも述べるように村上天皇当時の社会状況を問題としている。中国文化の派生という観点からは、「辨散楽」を対冊として異例の作品と断ずることはできない。村上天皇と藤原雅材の信頼関係の上に立った型にはまらない作品でありながら、中国本来の対策の性質を継承する一面があるのが、「辨散楽」の対冊としての特徴であると言えよう。

四、「辨散楽」の藝能論としての基本的特徴 —— 典故の見直しを踏まえて ——

先述したように、「辨散楽」は寮省試の対冊とは異なる、村上天皇から藤原雅材への特別な問いかけであった。それでは、天皇にとって、何が問題であり、雅材に散楽に関する問いかけを行ったのは何故なのか。また、雅材はその返答として、散楽をどのように論じていったのか。

それについて天皇の策問の内容に注目すると、その特徴の一つは「周礼」の説を引く点である。従来の注釈では、第六句「周禮旒人の學ふる所にも關らず」の典故として『周礼』春官「旒人」の記述（旒人掌教舞散樂、舞夷樂）を挙げ、続く第七句「漢典遠夷の獻する所」の典故として「後漢書」陳禪伝に見える、火を吐き、藝能者自身の体をばらばらにし、牛と馬の頭を取り替える幻術の記述（永寧元年、西南夷揮國王、獻樂及幻人、能吐火、自支解、易牛馬頭）等を挙げていた。前者についてはそのとおりであるが、後者の典故は「後漢書」ではなく、前句と同じく右に引用した『周礼』春官「旒人」の文に「舞夷樂」とあるのを踏まえているのではないか。この文の鄭玄注には「夷樂、四夷之樂」「夷樂とは、四夷の樂なり」とあり、同じく賈公彦の疏には「云『夷樂、四夷之樂』者、即『孝經緯』云『東夷之樂曰韎、南夷之樂曰任、西夷之樂曰柷、北夷之樂曰禁』（夷樂とは、四夷の樂なり）」と云ふは、即ち「孝經緯」に云ふ、「東夷の樂は韎と曰ひ、南夷の樂は任と曰ひ、西夷の樂は柷と曰ひ、北夷の樂は禁と曰ふ」とある⁽²⁵⁾。策問第七句の典故も第六句と同じく「周礼」春官「旒人」にある可能性があるであろう。

そこでこの前後の文脈に注目すると、右の「周礼」の一連の文は、天子の前で行われる祭祀や賓客のための正式の樂を掌る官職の記述である（凡祭祀、賓客、舞其燕樂）。それに対し、「辨散楽」策問第二句・第三句に取り上げられた散楽は、先述したように俳優侏儒の藝（孔子家語「相魯」）であり（第二句）、能勢朝次が指摘するように「鶯儻」の滑稽解頤の藝⁽²⁶⁾である（第三句）。また第八句以下は、これも能勢氏が指摘するように、村上天皇当時の散楽化された舞樂・相撲（第八句・第十三句）や中国の幻伎的な藝能の模倣としての散楽（第十四・十五句）を指したものと見られる⁽²⁷⁾。これらは宮中の正式な樂ではなく、それに附随した近衛官人の陪従等によって奏せられた、余興やもどきの藝から発したものである⁽²⁸⁾。とくに「月次に隨ひて體を變ず」「圓座に憑て光を放つ」藝は、先の『後漢書』陳禪伝に記された奇術・幻術の系譜にあると云うことができ、仮にこれが第七句「漢典遠夷の獻する所にも殊なり」の典故であったとするならば、両者のどこに相違（殊なり）があるのが明確にならない。よって先述したように同句の典故は『周礼』春官であり、散楽として伝わるそれらの古今の例（仰尋前日之伎歌、俯察當今之風俗）は、『周礼』に見える天子の庭前における正式の樂とは一線を画しているということ、ここでは述べようとしているのであろう。

村上天皇当時の宮廷の神樂や踏歌も正式の樂に該当するが、そのような樂の

余興藝から発し、正式の宮中の楽とは品等も藝態もかけ離れていた民間の散楽について、その社会的位置付けへの関心から、漢才を高く評価する藤原雅材に対し、中国の古典や名文に何らかの意味づけが行われていないかと問いかけたのが、この村上天皇の策問なのではないか。

次に、藤原雅材の対策は、まず儒教経典である『礼記』をふまえて、人の性の「賢愚」の差から説き起こしている。『礼記』楽記を取り上げたのは、それが儒教経典のなかで、政治における「楽」の意義を述べ、「楽」あるいは藝能にとつて最も重要な内容を有するためであろう。ただし、それを「賢愚」の対比とともに引用することにより、雅材は藝能に関して、『周礼』春官を引き合いに出した村上天皇とは異なる視点を提示しているのではなからうか。上述したように、天皇は、宮中で正式の楽とはかけ離れた民間の散楽の意味を問うており、ここでは、正式の楽と、そうではない散楽という藝能の観点から、前者の後者に対する優越視をもつて対比されていた。対策の「賢」と「愚」の対比は、その天皇の意識に対応しており、すなわち「貴」と「賤」との対比であり、宮中と民間との対比とも言え換えることが可能であろう。雅材はそこに、天子の楽を正しくすることによって万民を治めることができるとする『礼記』楽記の徳政の思想を持ち込むことにより、宮中と対照される民間の重視という、『周礼』春官の当該文からは見えにくい視点を提示している。このように雅材は、官僚制による品等観に止まっていた策問の視野を悠々と超えていくのである。

対策第九句以下の内容に関して注目すべきは、その「賢愚」の対比からさらに「愚」に光が当てられ、しかも道家思想的なことばが多く見えることへと説き及ぶか。藝能に関して賢愚すなわち宮中と民間との交わりがあることへと説き及んでいくなかで、第九句では「智水」(實)は自身と対照的な「神器」を求めると述べる。これは、宮中の貴人でも、民間の人々が楽しむような藝能にひかれることを言ったものと解されるが、この「神器」は『老子』第二十九章に「將欲取天下而為之、吾見其不得已。天下神器、不可為也。為者敗之、執者失之」(將に天下を取らんと欲して之を為さば、吾れ其の得ざるを見るのみ。天下は神器なり、為すべからざるなり。為す者は之を執り、執る者は之を失ふ)と見えることばである。また、対策第二十七句以下では、先行注釈が指摘するように『列子』黄帝篇を踏まえる。同篇によれば、黄帝が夢に見た華胥国には貴賤賢愚といった差がなく(其國無師長)、民には貪欲さがなく(其民無嗜慾)、きわめて自然である(自然而已)という。道家思

想における理想郷である。また、第二十七句の「朴略」は、新大系注釈が指摘する『御注孝経』唐玄宗序の冒頭に見える語であり(朕聞、上古其風朴略)⁽²⁹⁾、上古の社会の虚飾がなく質朴であったさまを指している。『御注孝経』は儒教の書物であるが、「朴略」は道家思想的なことばである。ここでは、日本国(我國家)の村上天皇の当代(時)が、その徳政によつて社会が質朴の状態にあること、そしてそのために社会の隅々にまで藝能(樂遊)「伎藝」が満ち溢れていることを述べている。また第三十一句「樂而不淫」は、柿村註釈が指摘するように「論語」八佾篇を典故とするが(子曰、關雎樂而不淫、哀而不傷)、前後の「自然」「神而又妙」はやはり道家思想的である。

このように、『礼記』楽記の思想とともに、道家思想的な色彩が与えられている点、その「朴略」「自然」が、整えられた官僚制すなわち天皇・宮中の側とは対照的な庶民的な楽しみ、すなわち民間の散楽的藝能が存在することを、肯定的に見守ろうと述べる方向へ持っていく鍵となっている点に、この対策の大きな特徴があるのではないか。

結語

以上のように、これまで必ずしも十分に読解の素地が作られていなかった『本朝文粹』所収「辨散楽」について、中国古典の東アジアにおける派生的文学の一作品であることに留意し、全文の校訂・解釈をあらためて試みたところ、従来説と大幅に異なる結果となった。

延暦元年(七八二)の散楽戸廃止以来、散楽は民間に流れていくとともに、宮中では近衛府の官人等による御神楽・相撲節会・遊宴などの余興的藝能へと縮小された。それからすでに一五〇年を超えた村上天皇の時代に、散楽の意味があらためて問われるようになったことが、「辨散楽」にはあらわれている。寮省試の際の対策文とは異なる本作品が『本朝文粹』対冊の最後に特別に収録されたことは、散楽の滑稽諧謔性を文章に写したような軽妙な文学的魅力とともに、『雲州消息』の編者でもあった藤原明衡の、散楽に対する意識を高める一作品であったことをも示唆している。

散楽をテーマとした本作品は、宮中と民間の対比の視点によつて、『礼記』楽記の万民を治める徳政の思想に基づき、庶民が受け容れやすい藝能・遊興の魅力力を照らし出している。そして、それは民間ばかりでなく宮中の人々にも魅力

として感じられるという事実を『周礼』に象徴される官僚制の階層意識とは対極にある、道家思想的な質朴・神妙への憧憬と結びつけながら指摘し、微笑ましく見守っているようにする当時の貴族の姿を、そこに見出すことができるのではないか。

【附記】本稿は、中世文学学会平成二十八年秋季大会における、世阿弥の藝道思想と「辨散策」との関係テーマとした筆者の口頭発表の一部に基づいたものである。日本学術振興会科学研究費助成金(研究課題番号15K0223)の成果の一部である。学会会場等において貴重なご教示を賜った方々に深謝申し上げる。

註

- (1) 「冊」は、『説文解字』二篇下に「符命也。諸侯進受於王者也」とあり、段玉裁注に「左傳」、「王命尹氏及王子虎、内史叔興父策命晉侯爲侯伯」、「王使劉定公賜齊侯命」及「三王世家」策文皆是也。後人多假「策」爲之」という。また『説文解字』第五篇上「策」字条には、説解に「馬箠也」とあり、段注に「經傳多假「策」爲冊」と言う。すなわち段氏によれば、「策」は「対冊」の後人による別表記であり、「対冊」が本来の用字である。「本朝文粹」諸本の用字も「対冊」。本稿では同書構成上の文体名としては「対冊」を用い、一般名詞としては「対策」を慣用する。
- (2) 能勢朝次「平安時代の貴族的猿楽」(『能楽源流考』、岩波書店、一九三八年)。
- (3) 柿村重松『本朝文粹註釈』上下(内外出版、一九三二年)。新日本古典文学大系『本朝文粹』(岩波書店、一九九二年、「辨散策」注釈は金原理氏)。このほか、阿部泰郎氏による本作品の考察に、新大系注釈を参照した本文の大意が提示されている。阿部氏「笑いの芸能史」(『聖者の推参』、名古屋大学出版会、二〇〇一年、一九九四年稿改稿)。
- (4) 『本朝文粹』の諸本については以下を参看。『新訂増補国史大系』巻二十九下(吉川弘文館、一九四二年)。川口久雄『平安朝日本漢文学史の研究下』(明治書院、一九六一年)。新日本古典文学大系『本朝文粹』(前掲、「解説」、大曾根章介執筆)、身延山久遠寺編『本朝文粹 重要文化財』(身延山久遠寺、一九八〇年、下冊解説、阿部隆一執筆)。
- (5) 身延山久遠寺編『本朝文粹 重要文化財』(前掲)。

- (6) 田中参『校訂本朝文粹』(六合館、一九〇二年)。
- (7) 注(4)に掲出。同校訂は、人見ト幽等の書入を有する神宮文庫本を底本とし、他本・他文献により対校する。
- (8) 注(3)に掲出。なお、これ以外に土井洋一・中尾真樹両氏による校訂もあるが(『本朝文粹の研究第一巻校本篇』、勉誠社、一九九九年、新大系注釈の校訂に従っているため、ここではとくに取り上げない)。
- (9) 身延山久遠寺編『本朝文粹 重要文化財』(前掲) 下冊所収阿部隆一氏解説参看。
- (10) 李慶『顧千里研究』(上海戸籍出版社、一九八九年、第一版)。「文選校異」については四二六頁。
- (11) 胡克家本『文選』に附載された『文選校異』巻九、十五丁にも「辨命論」と表記する。規範的な用字意識によるものであろう。
- (12) 原田亨一「近世日本演劇の源流」(至文堂、一九二八—三〇—三四頁)。
- (13) 以下の引用は『群書類従』第二十八輯(統群書類従刊行会 所収本文に拠る)。
- (14) 京都大学文学部国語学国文学研究室『天治本新撰字鏡』(臨川書店、一九六七年)。
- (15) 能勢朝次「平安時代の貴族的猿楽」(前掲) 二八頁。
- (16) 能勢朝次「平安時代の貴族的猿楽」(前掲)。
- (17) 第十四句「變體」の「體」を「文体」としたことについては注(18)を参看。この句の藝の具体的演出は理解しにくいため、仮の解釈を記した。「文体」としたのは「案牘」が「官吏の文書」の意を表すからである。
- (18) 能勢朝次「平安時代の貴族的猿楽」(前掲) 二三頁。
- (19) 大曾根章介『本朝文粹』の分類と排列」(岩波書店、一九九四年、初出一九六八年五月)。また、本作品の構成面から日本の対策文における位置付けを述べた伊澤美緒氏の論考がある(逸脱する対策文——『本朝文粹』「散策策」の再検討——、『古代中世文学論考第七集』、新泉社、二〇〇三年)。伊澤氏稿は、『江談抄』に見える村上天皇の事蹟に言及する点は有用であるが、「辨散策」の本文解釈・構成について、筆者は同稿と説を大きく異にし、対策文としての本作品の特徴に関する同稿説もそのまま首肯できるものではないため、本稿ではその点について主に大曾根氏説に基づいて論ずる。
- (20) 新大系注釈(前掲) 三九三頁、作者解説「秦氏安」項(金原理執筆)。
- (21) 『群書類従』第二十八輯(群書類従完成会) 二二六頁。

(23) 注(20) 所掲伊澤氏稿七二頁に指摘。

(24) 『漢書』卷四十九、爰盎鼂錯伝、及び同書卷五十六、董仲舒伝。前漢時代の対策の制度については、以下を参看。楊樹藩『中國文官制度史』(三民書局、一九七六年)三一—三五頁。福井重雅『漢代官吏登用制度の研究』(創文社、一九八八年)。

(25) 『周礼』春官「鞀鞀氏」にも「四夷之樂」とあり、その賈公彦の疏に見える『孝経緯鈎命決』は、この「旄人」の疏に見える『孝経緯』と同一の書物と考えられる。

(26) 能勢朝次「平安時代の貴族的猿楽」(前掲)二—三頁。

(27) 能勢朝次「平安時代の貴族的猿楽」(前掲)二四—二六頁。

(28) 能勢朝次「平安時代の貴族的猿楽」(前掲)。一六頁以下も参照。

(29) 同じく疏に「云其風朴略者、風教也。朴質也、略疏也。言、上古之君貴尚道德、其於教化、則質朴疏略也」(其の風朴略と云ふは、風は教也。朴は質也、略は疏也。言ふところは、上古の君道德を貴尚し、其の教化におけるや、則ち質朴疏略なり)という。

A Basic Study on “Ben Sangaku 辨散楽” in *Honcho Monzui* 本朝文粹 : Its Text Critique, Interpretation, and Inquiry from the Viewpoint of Art Performance History

SHIGETA Michi

“Ben Sangaku 辨散楽”, a piece collected in *Honcho Monzui* 本朝文粹 which is an anthology of Chinese poetry and Chinese prose written by Japanese authors in Heian Period, is expected as an important document for various studies on such as traditional performing arts and comparison of Sino-Japanese literature. It leaves, however, considerable room to improve its basic studies for advanced reading. Therefore I provide philological inquiry on text critique on its variants and also on analysis of the meaning of several words to present its revision of the text and interpretation from the perspective of its quality after the model of Chinese classics. On that basis, I argue that the fictitious and comical characteristics of this piece which gives a certain informal free-and-easy impression is due to the good friendship between the questioner Emperor Murakami 村上 and the answerer Fujiwara no Masaki 藤原雅材, and that it concurrently has the aspect following the original quality of *taisaku* 对策 (answers to the imperial questions) in ancient China. I also point out a characteristics of this piece which respects *sangaku* 散楽, in spite of being a popular entertainment among common people, connecting to the thought of “*Yueji* 樂記” chapter of *Liji* 礼記, and Daoism in ancient China opposite to the perspective of the bureaucratic hierarchy seen in *Zhouli* 周礼 as well.